

支給と保険加入期間について

現行制度では、原則として、保険加入期間は、傷病・出産手当を受給するための要件になっていないが^{1, 2}、この点をどう考えるか。

- 1 傷病・出産手当について、保険から脱退後も引き続き受給するためには、脱退前1年以上の保険加入期間が必要となっている。これは、昭和26年の保険料率引上げ時、保険料納付者と保険料非納付者の公平の観点から設定された。
- 2 雇用保険の基本手当を受給するためには、「離職前1年間に半年以上」といった一定の加入期間が必要とされている。ILO条約においても、傷病・出産手当や雇用保険手当に関し、不正受給防止及び加入者の利益保護の観点から、一定の保険加入期間を支給要件とすることが認められている。

傷病手当の支給期間（最長1.5年）等について、保険加入期間の長短を問わない仕組みであるが、他制度と比較して、この点をどう考えるか³。

- 3 雇用保険の基本手当については、保険の乱用防止等の観点から、保険加入期間の長短に応じ、支給期間が段階的に分かれている。

休業中の保険支給例

健康保険：傷病手当、出産手当

支給額	支給期間	受給するために必要な保険加入期間
報酬日額の2/3	傷病手当は、1年半まで 出産手当は、原則産前42日～産後56日	なし 但し、脱退者は1年以上

雇用保険：基本手当¹

年齢階層別 <u>上下限があり</u> 、賃金日額 ² の50～80%（60～64歳は45～80%）	保険加入期間に応じ、90～330日（倒産等の場合）	離職前1年間に6ヶ月以上 （倒産等の場合）
--	---------------------------	--------------------------

1 基本手当受給資格者が傷病の状態になった場合は、基本手当と同様の仕組みの「傷病手当」が支給。

2 離職日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金（つまり、賞与は除く）の合計を180で割って算出した賃金額。

労災保険：休業補償支給

支給基礎日額の60% 支給開始後1.5年を超えると、年齢階層別 <u>上下限が適用</u>		なし
---	--	----

事故発生日又は医師の診断によって疾病が確定した日の直前3か月間に支払われた賃金総額を、その期間の日数で割って算出した賃金額。

ILO第102号条約（傷病手当・出産手当）

勤労所得額の45% 但し、 <u>上限を国内法令で設定可能</u>	傷病手当については26週間に制限できる	<u>不正受給防止のための期間を国内法令で設定可能</u>
--------------------------------------	---------------------	-------------------------------

より高度な水準を定めたILO第130号条約（日本未批准）では、60%、52週間

諸外国における傷病・出産手当制度の概略

傷病手当

	支給額	支給期間	受給のために必要な加入期間
イギリス	週 75 英鎊 [月 6 万円]	28 週	-
ドイツ	70%	1.5 年 (6 週以前は事業主から)	-
フランス	-	1 年	直近 3 ヶ月内に計 200 時間 [1 ヶ月]
スウェーデン	80% (上限は失業手当並びで年 30 万クロナ)	1 年 (2 週以前は事業主から、1 年超の場合は別手当)	-
ノルウェー	100% (上限は年 40 万クロネ)	1 年 (1 年超の場合は別手当)	4 週
日本	2/3	1.5 年	なし

出産手当

イギリス	6 週以前 : 90% 7 週以後 : 週 117 英鎊 [月 9 万円]	39 週	出産予定前 66 週内に計 26 週 (含出産予定前 15 週)
ドイツ	100% (保険給付上限は日額 13 欧 [月 6 万円])	産前 6 週 ~ 産後 8 週	-
フランス	100% (上限は日額 74 欧 [月 33 万円])	産前 6 週 ~ 産後 10 週	直近 3 ヶ月内に計 200 時間 [1 ヶ月] 及び 10 ヶ月の登録期間 (registered coverage)
スウェーデン	-	390 日	-
ノルウェー	-	44 週 又は 54 週	直近 10 ヶ月内に計 6 ヶ月
日本	2/3	産前 6 週 ~ 産後 8 週	なし

出典：ISSA（国際社会保障協会、約 150 カ国による国際機関）HP 等 なお内容が明らかでない項目は、「-」としている、出産手当と育児休業手当の区分が国によって異なる点に留意が必要。

注：20 年度の日銀為替レート：1 英鎊（ポンド）= 185 円、1 欧（ユーロ）= 149 円